

石狩湾新港管理組合告示第 28 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成 30 年 10 月 12 日

石狩湾新港管理組合  
管理者 高橋 はるみ

1 入札に付す事項

- (1) 業務名 石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務
- (2) 業務場所 小樽市・石狩市
- (3) 委託期間 平成 30 年 11 月 9 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- (4) 業務内容

ア 除雪及び排雪業務（業務範囲は、別添図面による）

車道除雪延長 20.6 km

排雪延長 2.0 km

（東地区・花畔地区・樽川地区・西地区）

イ 使用する機械名

受託者が保有し、除雪に使用する車

| 機械名          | 規格・装置等                      | 備考 |
|--------------|-----------------------------|----|
| 除雪トラック       | 7～10t 専用車<br>(ブレード付)        |    |
|              | 10t 専用車<br>(ブレード・ウイング付)     |    |
| 除雪ドーザ (ホイール) | 8≦X≦9t (ブレード付)              |    |
| ロータリー除雪車     | 130<X≦300PS                 |    |
|              | 80PS                        |    |
| ダンプトラック      | 10t                         |    |
| バックホウ (ホイール) | 0.35 m <sup>3</sup> スノボケット付 |    |
| パトロールカー      | 2000cc 4WD                  |    |

※各機械とも業務処理に足る台数を保有していること。

2 入札に参加する者に必要な資格

平成 30 年石狩湾新港管理組合告示第 号に規定する石狩湾新港地区臨港道路外除雪業務に関する資格を有すること。

3 入札参加資格審査申請等

(1) 申請書等

入札参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 除雪の受託実績を証明する書面（契約書等の写し）

イ 協同組合にあっては、定款の写し及び組合員名簿

ウ 共同企業体にあっては、特定除雪業務共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び特定除雪業務共同企業体協定書

エ 使用する予定の民有車会社別配置予定表及び機械を証明する書面（所有車にあっては車検証等、リース車はリース契約書等の写し）

オ 配置予定オペレーター調書及び経歴書並びに運転免許証の写し

カ 返信用封筒（表に申請者住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼付した封筒）

(2) 提出期間

平成 30 年 10 月 12 日（金）から平成 30 年 10 月 25 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで。但し、最終日は午前 9 時から午前 12 時まで。

(3) 提出場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1  
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(4) 提出方法

持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

(5) その他

- ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。
- イ 提出された資料は返却しない。
- ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。
- エ 資料提出後の再提出は認めない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が 2 に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を平成 30 年 10 月 29 日（月）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、平成 30 年 10 月 31 日（水）までに書面により説明を求めることができる。

なお、書面は次の提出先に持参することとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

石狩市新港南 2 丁目 725-1  
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1  
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1  
石狩湾新港管理組合 大会議室

(2) 入札日時

平成 30 年 11 月 2 日（金）午前 9 時 30 分

(3) その他

入札の執行にあたっては、支出負担行為担当者により、競争入札参加資格があることが確認された旨の一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

8 郵便等による入札

- (1) 郵便等による入札は認めない。
- (2) 電報による入札は認めない。

9 入札保証金

入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令第 167 条の 7 及び石狩湾新港管理組合財務規則（昭和 53 年石狩湾新港管理組合規則第 7 号。以下「財務規則」という。）第 94 条から第 97 条までの定めるところによる。

10 契約保証金

契約保証金は、免除する。

11 落札者の決定方法

すべての入札単価が、財務規則第 98 条第 1 項の規定により定めたそれぞれの予定単価の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

12 契約書作成の要否

必要とする。

13 図面、仕様書及び業務処理要領等（以下「設計図書等」という。）の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、設計図書等を閲覧することができるほか、入札参加資格審査申請の用に供する場合に限り、閲覧期間中、設計図書等を複写することができる。

ア 閲覧期間

平成 30 年 10 月 12 日（金）から平成 30 年 10 月 25 日（木）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1  
石狩湾新港管理組合 閲覧室

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、持参又は送付により提出すること。

ア 受付期間

平成 30 年 10 月 12 日（金）から平成 30 年 10 月 29 日（月）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所

郵便番号 061-3244 石狩市新港南 2 丁目 725-1  
石狩湾新港管理組合総務部総務グループ

(3) 質問に対する回答は、書面によるものとし、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

平成 30 年 10 月 12 日（金）から平成 30 年 11 月 日（ ）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）毎日午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

石狩市新港南 2 丁目 725-1  
石狩湾新港管理組合 閲覧室

#### 14 その他

(1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第 101 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（消費税等相当額を加算した合計金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）。

(3) 前金払

契約書に記載する最低保証額の 10 分の 3 以内の前金払を請求することができる。

(4) 部分払

1 ヶ月を単位として部分払を請求することができる。ただし、前払金があった場合には、その金額を超えていることとし、その請求額から前払金を差し引いた差額の範囲内とする。

(5) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(6) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 入札に参加する者は、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。

(9) その他入札に関し不明な点は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループ（電話番号 0133-64-6661）に照会すること。